

令和6年度千歳市町内会連合会要望回答

1 生活環境の整備について

(1) ゴミの収集について

ゴミの収集につきましては、これまで町内会未加入者による不適切な排出が多くみられ、収集日前のゴミ排出でカラスによるゴミの散らかしが起きていることなど課題が多く、ゴミステーションの管理に関する町内会の負担感、不公平感の表れとして、町内会が設置管理している回収ボックスの利用を町内会未加入者にはお断りする事例が見られるなど、地域の分断が危惧される事態も招いています。

ゴミの不適正排出について、行政による啓発シールの貼付や付近の住宅への啓発チラシの配付などにより、大部分が改善されているとのことですが、今年度の町内会からの個別要望等においても、アパート、マンション近くのゴミステーションで指定袋以外の物品等の不適切なゴミ排出状態が散見されるなど、依然としてゴミの収集に関する課題が解決されているとは言えない状況であります。

また、町内会によるゴミステーションの設置管理については条例や委任を受ける規則には定義されず、「千歳市ごみステーション設置等に関する要領」を根拠に町内会が大きな責任を負う制度となっていることから、条例、規則等の再整備の過程で町内会の責務等について全市的に議論を深め、町内会の重要な活動として広く市民に理解されるよう期待したところです。

一般廃棄物処理基本計画においても、ごみステーションについて町内会等の協力を得て適正管理に努めることや、町内会等との協力による管理体制を強化することが規定されておりますが、町内会への加入率が低下し未加入世帯が多くなっている現状において、町内会による地域活動がこれまでとは同様に進まない状況に至っていることを重く受け止め、町内会が責任を果たすべき理由や町内会以外の方のゴミステーション管理に関する具体的な役割を明確にするとともに、ゴミステーションの設置場所の選定や環境維持の方策、回収ボックス等の町内会の経費負担、町内会未加入者との不公平感の是正などについて根本的改善に向けた対応策を講じていただきますよう要望いたします。

【回答】

本市のごみ処理につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、この計画に基づく「千歳市ごみステーション設置等に関する要領」において、ごみステーションに関する市や市民、町内会等の責務を規定しております。

ごみの不適正排出に対する取り組みとして、今年度、市では、清掃指導員を1名増員（3名）し、日常的なパトロールを強化しているほか、公募により15名の千歳市適正ごみ処理推進員による不適正排出に関する調査・報告のほか、ごみの収集運搬作業時に不適正排出されたごみを確認した際には、啓発・指導を行っており、令和5年度に啓発等を行った件数は1,340件となっております。

不適正排出されたごみを確認した場合には、啓発シールを貼付し、一週間程度回収しないことにより改善を促しておりますが、改善されない場合は、清掃指導員がごみの内容確認などの調査をし、排出者が判明した場合は、自宅を訪問し適正な分別・排出について直接指導を行い、悪質なケースには千歳警察署に重点パトロールの実施を要請するなどの取り組みを行っております。

また、町内会から不適正排出などの連絡や相談を受けた際には、清掃指導員が迅速に現地確認を行い、地域の事情や状況等を個別に伺い、啓発看板の設置、啓発チラシの配布や重点パトロールを実施し、不適正排出に対する啓発・指導等に取り組んでおります。

さらに、「ごみステーションの適正な管理・利用」について、市民一人一人に理解を深めてもらうため、毎年配布している「クリーンシティちとせ」をはじめ、広報ちとせの「美々ちゃんのごみひとくちメモ」のコーナー、転入者や共同住宅の入居者へ各種パンフレットの配布などによる周知・啓発を継続するとともに、市公式SNSなども活用し、随時情報発信しながら、幅広い世代に向けて効果的に周知・浸透を図っております。

本年4月から「道央廃棄物処理組合焼却施設」の供用開始に伴い、家庭ごみの分別区分の一部が変更となりましたが、各町内会の皆さまの適正なごみ分別へのご協力により、ごみの排出状況については概ね良好であり、施設においても順調に稼働しているところです。

ごみの不適正排出については、排出者のモラルの問題でもあるため、迅速かつ効果的に継続していくことが極めて重要であることから、地域の実情をよく知る町内会等と連携を図りながら、ごみステーションの適正な管理に努めてまいります。

さらに、市と町内会との情報共有を図るため、地域のごみに関する問題点や改善点などの意見交換会を年度内に実施することについて具体的に進めているところであり、各町内会が抱える地域の実情をお伺いし、今後の改善策について検討してまいります。

(市民環境部 廃棄物対策課)

(2) 市街地に出没するヒグマへの対応について

ここ数年来、道内のヒグマの個体数の増加に伴い市街地に出没するヒグマによって住民の安全が脅かされ、その対応のため日常生活に支障をきたすといった状況が多く報道されており、本市におきましても毎年ヒグマの目撃情報が頻繁にあるところです。

自然環境や生物多様性と市街地での生活環境を両立することは難しいものと考えられますが、本道の使命とも言える人間と野生動物が共存する豊かな環境を築くため、リスクの高い場所での草刈りの実施、緩衝地帯の確保、追い払い装置の設置、監視の強化といった市街地への侵入を防ぎ未然に危険を回避する対策のさらなる充実と同時に出没周辺住民への効果的な情報提供についても要望するものであります。

【回答】

近年、市内においてもヒグマの目撃情報が多くなってきていることは、憂慮すべき状況と認識しております。

市民がヒグマを目撃した場合には、警察又は市役所に通報するよう市ホームページ等で周知しているところであり、市街地周辺で目撃したとの情報が寄せられた場合には、市職員とクマ防除隊が現場に急行し、警察との連携のもと状況を確認した上で、関係機関と情報共有を行うほか、パトロールの実施や目撃情報を周知するための注意看板の設置、市のホームページやSNSによる周知を行っております。

さらに、目撃情報が住宅地に近い場合には、防災行政無線やチラシの戸別配布を行うとともに、当該年度中に市に寄せられた目撃情報については、市ホームページのヒグマ出没情報「ひぐまっぷ」で日時と地点を公表しております。

また、現地で捜索を行い、ヒグマを発見した場合には、北海道が策定した「ヒグマ出没時の対応方針」に基づき対応することとしており、市街地において人を恐れて逃げる個体の場合には、「経過観察」を行い、人を見ても逃げない場合や人前にたびたび姿を見せる個体の場合には、「追い払い」や「捕獲」を行っております。

なお、ヒグマの生息数や生息範囲は広範にわたり、一自治体での対応が困難でありますことから、北海道市長会を通じて北海道に対し、ヒグマの生息状況について精度の高い調査を行い、この結果を踏まえた人身被害等を防止するための適切な個体数水準の検討を行うよう要請しているところでもあります。また、現在、北海道が進めている「第2期ヒグマ管理計画」において新たなヒグマ対策が示された場合には、クマ防除隊の協力を得て適切に対応することとしております。

市民の皆さまには、市街地へのヒグマの出没を防ぐため、家庭ごみやコンポストの適切な管理に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

市といたしましては、引き続き、国や北海道、関係機関と連携を図り対応し、市民の安全安心の確保に努めてまいります。

(産業振興部 農業振興課)

2 施設整備について

(1) 未設置地区におけるコミュニティセンターの新設について

災害時に避難所として指定されているコミュニティセンターは、概ね小学校の通学区域で一定程度の人口規模の地域を対象として整備を図ることとされておりますが、小学校が開校し発展の度合いを深める勇舞・みどり台地区等を中心とした新興住宅地では、地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターについては、いまだに整備の予定が示されておられません。

コミュニティセンターの整備には財源の確保が重要な課題であることは理解しておりますが、大和地区コミュニティセンターにつきましては、令和9年度供用開始に向けた整備等を確実に実行されるとともに、各地域との交流及び活気あるまちづくりを推進するため、勇舞・みどり台地区へ地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの新設を要望するものです。

【回答】

コミュニティセンターの整備方針につきましては、概ね小学校の通学区域で人口が5千人から1万人程度の規模の地域を対象に、災害や高齢者の見守りなど、行政と地域が一体となって対策の強化を図る必要があり、町内会活動を補完する新たなコミュニティを形成する必要性が高い地域について、優先して整備を図ることとしております。

この方針に基づき、大和地区を優先すべき地域として、現在、大和地区コミュニティセンターの、令和9年度中の供用開始に向けて、基本設計業務を行うなど準備を進めているところであり、来年度には実施設計業務などに着手し、地域の皆さまと情報共有を図りながら、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

勇舞・みどり台地区におけるコミュニティセンター整備につきましては、他の地域への整備の必要性なども踏まえ、今後の課題として捉えてまいりたいと考えております。

(市民環境部 市民生活課)

3 防災・防犯について

(1) 町内会・コミュニティの防災活動に対する支援について

災害時の町内会やコミュニティ協議会の役割については、地域住民の安全確認に併せてスムーズに避難場所への避難ができるよう対応することであり、避難所においても町内会会員をはじめとする避難者が自主的に運営を行うことが基本とされております。現状としては、各避難所の運営訓練等が十分に実施されている状況にはなく、実際の避難所運営時においては、各施設管理者や派遣市職員のリードが不可欠な状況にあると想定されます。

本年度においては、市の主導により「地域防災リーダー養成講座」、「避難所開設訓練」、など各種防災訓練が開催されるとともに、千歳市総合防災訓練そなえーる防災フェスタにおいては、祝梅コミュニティ協議会と旭ヶ丘町内会が出展し、自主防災活動のパネル展示を実施したところでありますが、未だ多くの町内会がどのように防災活動を進めるべきか手探りの状態であるともいえます。

今後も町内会やコミュニティ協議会においては、防災への対応が最も重要な役割の一つと考えられるところであり、引き続き、防災知識や技術に関する講習、コロナ後における避難の在り方や避難所開設訓練、避難所運営時の役割分担の確認など、地域の活動が主体的、積極的に実施されるような働きかけと支援の充実をお願いいたします。

【回答】

令和6年度に市が実施した「地域防災リーダー養成講座」や「避難所開設訓練」などの防災事業におきましては、各町内会からご参加をいただいたほか、「千歳市総合防災訓練」においては、祝梅コミュニティ協議会及び旭ヶ丘町内会のご協力により共助の取組事例の紹介を行い、参加した多くの町内会等が防災活動を進めるうえでの参考としていただいたところでです。

また、町内会やコミュニティ協議会におかれましても、防災に関する出前講座の実施など、自主的な防災活動に積極的に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

市といたしましては、全国で地震や台風、大雨などによる災害が頻発している状況を踏まえ、いつ災害が起きるか分からないという認識のもと、市民等の防災意識・技術の普及啓発に努めるとともに、今年度、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織を結成している町内会を訪問し、活動状況や課題点等に関する聞き取り調査を実施しているところでです。

今後、この聞き取り調査の結果を踏まえ、自主防災組織の活動の充実に向けて、自主防災組織や町内会等に対する支援方法についての検討を進めてまいります。

大規模災害時には、公的な支援が地域に届くまでに時間がかかる可能性があります。発災直後の避難行動や救助活動を迅速に行うためには、町内会など地域の皆さまのご協力が非常に重要であることから、引き続き、出張訓練支援などを通じ、地域の活動が主体的、積極的に行われるよう支援を行ってまいります。

4 交通安全対策について

(1) 交通安全施設の設置要望について

毎年町内会からの個別要望において、通学路周辺をはじめとした交通安全対策を求める多くの要望が寄せられております。市や関係機関においては、交通指導員の適正配置や道路標識の更新などの対応をいただいていることに感謝を申し上げるところですが、新興住宅地における交通量の急増に対応する安全対策や既存住宅地においても危険箇所での交通標識や横断歩道、信号機の設置等について整備が十分に実施されていない状況となっております。

また、大規模な複合商業施設の建設や新たな宅地造成、マンションやホテル建設が進み、朝・夕の通勤ラッシュや交通量の変化に伴い、生活道路における抜け道が発生するなど地域における交通状況の変動により、生活環境が守られていないなどの問題が発生しております。

交通規制に係る整備は道の行政機関が行っていることは理解できますし、道内各市町村から相当数の要望が挙げられ財源の確保が難しい状況であることも理解しておりますが、地域の子供たちや高齢者の安全を確保するため、市で実施可能な対応については事故発生が危惧される危険箇所を事前に把握し、歩道整備、ガードレールやハンプの設置等のほか通学路となっている交差点の雪山対策などについても引き続き計画的に対応いただきますとともに、今年度においても、新たな箇所での信号機や交通標識等の設置に関する要望が提出されている現状をお汲み取りいただき、北海道公安委員会に対し早期の対応が実現するよう継続的な要望をお願いするものであります。

【回答】

交通安全施設は、交通規制標識（信号機や横断歩道、一時停止など）を北海道公安委員会が、また、歩道、その他道路付属物（ガードパイプ、イメージハンプなど）を道路管理者（国・北海道・市）がそれぞれ整備しているほか、市では、交通事故防止のための注意喚起看板の設置などを行っております。

市といたしましては、通学路等の交通安全対策は非常に重要な取り組みであると認識しており、市、千歳警察署、各道路管理者、学校関係者（小中校長会、千歳市PTA 連合会など）、地域住民などと連携して、道路状況や道路付属物などについて、毎年、合同点検を行っているところであり、必要に応じて、市で設置可能なガードパイプや路面標示などの道路付属物及び注意喚起看板のほか、除雪対策などを実施しております。

令和6年度につきましては、抜け道になり得る生活道路も含めて、令和7年1月に合同点検を行う予定であり、今後、この点検結果を踏まえ、事故の発生が危惧される箇所を整理し、適切な対応を検討してまいります。

また、交通規制標識の設置について、設置者である北海道では、「交通の安全と円滑に十分に配慮しつつ、限られた財源の中で最適な形で交通安全施設を設置していくことが重要であり、今後は、より一層の合理性が求められる」としていることから、市といたしましては、取り組みの実現性を高められるよう、地域から寄せられている要望などにより実態等を把握し、重要度や優先度を踏まえて重点化した上で、

公安委員会へ粘り強く要望してまいります。

なお、市道交差点の雪山対策につきましては、今年度の除排雪作業の重点目標として、「交差点等の雪山対策」と「通学路である歩道の除雪対応」の2点を掲げ、除雪作業時から雪山の高さを抑えるよう実施し、必要に応じて2次作業を行うことにより見通しの確保に努めるとともに、通学路となっている主要歩道の早期確保を目指します。

また、特に通学路の交差点の雪山においては、極力低くするよう努め、昨年度に引き続き、早めの雪山処理や排雪に取り組んでまいります。

(市民環境部 市民生活課)

(建設部 道路管理課)

5 その他

(1) 町内会活動の意義と役割について

町内会・自治会（以下「町内会」という。）は、生活の場である地域に愛着を感じ、自分たちの街を美しく豊かな「ふるさと」にしようという願いを込めて、お互いが協力し自主的に地域づくり活動を行っています。

しかしながら町内会への加入率は年々低下している状況が続き、役員のみならず手不足や高齢化の大きな要因となっており、新規の入居者に加入をお願いしても、加入のメリットが分からない、ボランティア活動は任意で加入を断るといったケースが増えています。

昨今、社会的な動向として定年延長による高齢者の就業機会の増加や女性の社会進出に関する法整備などを背景として町内会活動の担い手不足が深刻化しており、昨年度の本市の事例におきましても役員のみならず手不足から活動を続けられない町内会において、ごみステーションや街路灯の管理などを他の団体に引き継いでいくことが課題となり、行政上も地域コミュニティの中核となる町内会の仕組みが大きな役割を果たしていることが明らかとなりました。

また、同様の相談は近年市町連に対しても数件寄せられているとともに、北海道町内会連合会が主催する今年度の町内会活動実践者研修会における講義テーマは、

「役員の担い手づくりと地域の支え合いの仕組みを考える」

～町内会活性化 道内・全国先進地調査を基に～

と題されるなど、町内会活動の活性化は全道・全国的な課題でもあります。

他都市においては、町内会がまちづくりの重要な担い手であることを再確認し、町内会活動の周知や財政支援の必要性があることを踏まえ、まちづくり基本条例の条文を修正していく動きがあることや、行政が中心となって町内会等に関する持続可能な運営についての検討委員会を立ち上げ、活性化に向けた具体的な施策に取り組んでいる事例が見られ、昨年度、（仮称）町内会活動活性化促進条例の制定について要望したところであります。

条例の制定については勉強会やアンケート調査を実施したところであり、その結果などから今後は条例を制定している団体のその後の効果や、市民や事業者の意見など時間をかけて継続的に検討する必要があるものと考えますが、まずは町内会が活性化し活動が持続していくよう、町内会におけるパソコン等の機器整備と活用のための研修会の開催や町内会館における Wi-Fi の設置などに対する助成など、情報化の取組に対する支援のほか、運営の担い手対策や加入促進に向けた不動産事業者との連携などの取組を進めるとともに、行政活動の一端も担う町内会活動の意義と役割を市全体で共有するため、引き続き条例制定の検討を要望するものであります。

【回答】

町内会では、生活環境の向上や交通安全、防犯、自主防災など、日頃から様々な活動に取り組み、市民協働のまちづくりを進める上で大きな役割を担っていただいております。市も、町内会活動が活性化し、将来にわたって持続・発展することが重要であると考えております。

このため、昨年11月から市町連理事の皆さまとともに、町内会の活動実態や条例を制定している他自治体の事例などについての勉強会を数回にわたり開催し、条例制定や町内会の加入促進・活動支援の方策について、検討を進めてきたところです。

ご要望の町内会活動の情報化につきましては、これまで実施した「町内会活性化支援事業」や「町内会活動ICT活用支援事業」において示された、SNSやホームページを活用した組織運営や情報発信の手法などを、各町内会で実践し普及していくことが重要と考えており、今後も必要な支援に努めてまいります。また、市内全てのコミュニティセンターのほか、東雲会館、末広会館、支笏湖市民センター、農民研修センターなどにおきましては、Wi-Fi（ワイファイ）環境を整備しておりますので、町内会においてWEB（ウェブ）会議などでの活用をご検討願います。

本年、市と市町連が市内146町内会を対象に行った調査（回答数117件・回答率約80%）では、町内会運営上の課題として「役員の担い手の減少」や「役員の固定化と高齢化」と回答した町内会が9割を超え、また、市や市町連への支援希望のうち優先すべきものとして、町内会の加入などに関わる「不動産事業者への協力要請」が最も多く4割を超える一方、「条例制定など法的整備」については12項目中5番目の2割の回答にとどまる結果となっております。

町内会活動の活性化に向けた取り組みといたしましては、担い手の確保や加入率向上など、それぞれの町内会の実態やニーズに合った実効性のある取り組みを進めることが重要であり、「条例の制定」につきましては、様々な意見があるなか、町内会活動に対する市民・事業者などの理解や住民意識の醸成を図るには相当の期間を要するものと考えておりますので、まずは実践的な取り組みとして「担い手対策」や「不動産事業者と連携した町内会加入の促進」の具体的な方策について、引き続き、市町連と協議してまいります。

（市民環境部 市民生活課）

(2) カーボンニュートラルへの取組支援について

千歳市では、喫緊の課題である地球温暖化に対して、令和4（2022）年2月7日に「千歳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で46%削減し、令和32（2050）年までに排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指すこととしております。

町内会連合会では、9月に理事を対象に「千歳市のカーボンニュートラル」の出前講座を開催し、地球温暖化の影響や千歳市の過去20年間の夏の気温変化、地球温暖化対策をしない場合の状況など、多くのことを学ぶとともに、町内会活動における地球温暖化対策として、会員への周知啓発のほか、町内会館の照明のLED化や太陽光発電の設置などに取り組む必要があると認識したところであります。

地球温暖化対策は、私たち市民一人一人が取り組む課題であります。多くの町内会では温暖化の影響や脱炭素の取組への理解が十分に広がっておらず、また、対策に有効とされる町内会館での省エネ機器や太陽光発電については、現時点において情報が少ないほか多額な工事費が見込まれ、積極的な導入に進まない状況にあります。

このことから、地域の地球温暖化対策を進めるため、地球温暖化対策に関する出前講座の各町内会やコミュニティセンター単位での開催などの普及啓発とともに、財政面を含めた町内会館の脱炭素化の取組への支援について要望するものであります。

【回答】

市が、本年3月に策定した「千歳市地球温暖化対策実行計画」におきましては、環境審議会や計画の作業部会である「千歳市ゼロカーボンプロジェクトチーム」などへご参画いただき感謝申し上げます。

2050年カーボンニュートラルの実現には、市民・事業者・市が一体となって推進することが必要であり、町内会をはじめとした地域の皆さまに脱炭素の取組みに対する理解を深めていただくと共に、町内会館などへの太陽光発電設備の導入や、LED化などの取組みも重要であります。

市町連におきましては、これまでも出前講座などによる普及啓発にご協力いただいておりますが、今後につきましても、各町内会やコミュニティセンター単位での出前講座を開催するなど、より多くの方々に理解を深めていただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、町内会館の脱炭素化の取組みにつきましても、各町内会における設備導入や施設改修への支援のあり方について検討してまいります。

（市民環境部 環境課）